資料 2

放送コンテンツの制作・流通の促進 に関するワーキンググループ

(2023年(令和5年)10月18日とりまとめ版)

1. 背景·目的

- 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」のとりまとめにおいて、ローカル局をはじめとする放送 事業者の設備負担軽減に係る提言の中で、<u>放送事業者がコンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが</u> 重要であると言及されている。
- こうした環境を整備する観点からは、放送事業者によるコンテンツの制作の促進に加え、そうしたコンテンツがより幅広く視聴されるよう、放送やインターネット上における流通の一層の促進が重要となると考えられる。特に、<u>地域</u>情報の発信において、今後ローカル放送局には大きな役割が期待されている。
- 以上を踏まえ、「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」を開催し、インターネット時代における、放送コンテンツの制作・流通を促進するための方策の在り方について、検討を行う。

2. 検討項目

- (1) 放送コンテンツの流通の促進について
- (2) 放送コンテンツの制作の促進について
- (3) その他

3. 開催状況

・昨年12月に立上げ、8月までに9回の会合を開催(第9回に取りまとめ)

親会 (R3年11月~)

(1) R4年8月の取りまとめ

- ① 放送ネットワークインフラ
 - ・小規模中継局等の「共同利用型モデル」
 - ・マスター設備の効率化(IP化、クラウド化等) 等
- ② 経営基盤の強化
 - ・マスメディア集中排除原則の見直し
 - ・複数地域での放送番組の同一化

(2) R5年8月の取りまとめ(案)

- ① 衛星放送及びケーブルテレビ
- ② 放送用の周波数の有効利用
- ③ 放送の真実性・信頼性の確保
- ④ 民間放送事業者の情報開示の在り方
- ⑤ その他

ブロート'ハ'ント'代替作業 チーム (R4年2月~)

- ① 小規模中継局等のカバーエリア における代替手段の利用可能性
- ② 代替手段としてのブロードバンド等に求められる機能・品質要件
- ③ その他

公共放送WG (R4年9月~)

- ① NHKの役割
- ② NHKのインターネット活用業務 の在り方
- ③ インターネット活用業務の財源と 受信料制度
- ④ 今後の進め方

コンテンツWG (R4年12月~)

- ① 製作・流通環境の改善
- (人材の確保・育成、<mark>製作取引の一</mark> 層の適正化)
- ② 我が国・地方の魅力の世界発信 (取引機会の拡大、意欲あるローカル 局等の後押し)
- ③ インターネット配信の促進

(ローカル局による取組の促進、配信 プラットフォームの在り方)

放送業界に係るPF タスクフォース(R5年6月~)

- ① 地上放送の放送ネットワークインフラの効率化
- ② 衛星放送における番組制作
- ③ 放送コンテンツのインターネット 配信の推進
- ④ 衛星放送の放送ネットワークインフラの効率化
- ⑤ 国際発信の強化

- (1) コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成方策を含む制作・流通環境の改善の在り方
 - ② 放送コンテンツの製作取引の一層の適正化

<課題>

コンテンツ製作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐ、又は下請事業者の働き方改革を阻害するような取引慣行の改善により、放送コンテンツの制作・流通に関わる優れた人材を継続的に確保する必要がある。

また、ガイドライン第7版で整理した著作権の帰属に関する業務委託の類型に当てはまらない事例があることにより、協議が円滑にできていなかったり、十分な協議を行っていないケースや、放送コンテンツの二次利用について適正な対価の支払が行われないケースがいまだにある、などの指摘があり、実態把握の必要性が生じている。

<対応策>

放送コンテンツの製作取引の実態調査やガイドラインの遵守状況に係る指導を徹底するとともに、当該<u>調</u> <u>査の結果等を踏まえ、検証・検討会議において議論を行い、必要に応じてガイドラインの改訂や周知広報等</u> <u>の措置を講じる</u>など、ガイドラインの普及・定着を図ることにより、放送コンテンツの製作に係る取引環境の一層の適正化を推進する。

上記の取組みを進めるに当たっては、下請けである番組製作会社を含めた放送コンテンツ制作に係るサプライチェーン全体における取引環境や就業環境の改善が、良い人材を集めることにつながっていくことから、 検証・検討会議における議論に当たっては、下請事業者における働き方改革や親事業者による働き方改革 の下請事業者へのしわ寄せ等の影響にも留意するべきである。

(参考) 「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」取りまとめ (参考3)課題ごとの主な構成員の意見(抜粋)

- (1) コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成方策を含む制作・流通環境の改善の在り方
 - ② 放送コンテンツの製作取引の一層の適正化

【構成員等の主な意見】

- 「放送コンテンツ製作取引適正化に関するガイドライン(第7版)」の典型例が出来たことで、色々と整理しやすくはなっているが、それにはまらない事例 もあり、正直有効に活用されていないと考えている。【ATP(第5回)】
- 適正な制作費について、放送業界は民放も含めて削減・下落傾向にある。コンテンツの適正な制作・取引を考えると、ATP としては、まず企画ごとに積上げ方式で必要な費用を実現してほしいと思っているが、なかなか実現せず、**設定した予算からの逆算になっているケースがほとんどである。そうなると、制作会社の管理費の確保すらできない状況**になり、管理費を削ってそこで埋めるようになっている。【ATP(第 5 回)】
- 制作費の制作会社への配分について、制作費の配分自体に追加のルールを整備するというお話まではなかったが、やはり**制作会社にとって厳しい状況に** はあるということを踏まえて取り組む必要がある。【落合構成員(第5回)】
- 単にルールを執行すれば良いということではなく、**ビジネスモデルとして成り立っていくようにしないと、誰かにしわ寄せが来ることになってしまう**。適正な制作 費の実現について、放送業界全体としてのパイの増加と、その配分を考えて議論していかなければならない。【落合構成員(第5回)】
- **下請法の対象となっていない取引でも3条書面と同様の書面交付が望ましい**と考えている。ガイドラインでは現場のワークフローを妨げるおそれがあるという反対論が強いこともあり、契約が成立したことを客観的な記録を残すことを推奨する記載ぶりとなっている。一方で、下請法の対象とならない取引において書面の交付を推奨することは、当事者間の認識の乖離を縮めることにもつながりうるので、ぜひ検討していただきたい。【林構成員(第8回)】
- 放送事業者から製作会社へ製作委託をする際、完全製作委託型番組(完パケ)は製作会社に著作権が帰属するとされており、ガイドラインでも重要な点であるが、これを免れるために、放送事業者が製作会社への委託ではなく、派遣社員、すなわちフリーランスと直接契約するといった、**一種の偽装請負的なことが行われることのないよう、規制の潜脱に目を光らせていただきたい**。【林構成員(第8回)】

(参考) 「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」取りまとめ (参考3)課題ごとの主な構成員の意見(抜粋)

(1) コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成方策を含む制作・流通環境の改善の在り方

【構成員等の主な意見(続き)】

- ガイドライン直接の射程ではないが、権利処理について、一部の放送コンテンツは本来実演家が受け取るべき対価が支払われていないという指摘がある。 ハリウッドのストライキでも同様の実態がある。製作会社が制作する放送コンテンツは、商慣習上ワンチャンス主義があり、実演家の対価は製作段階で支払われる1回限りで権利は消滅することになっている。放送事業者が制作する放送コンテンツはオールライツと称して、二次利用に関する全ての権利を対価を支払わずに買い取るという実態も存在すると聞く。こうした点も含めて実態調査の徹底をお願いしたい。【林構成員(第8回)】
- ガイドラインの改訂については、実態調査を踏まえた突き詰めた検討が必要。また、制作現場における働き方改革については、社会規範の変遷を受けてガイドラインを考え直していくことが必要ではないか。【山本主査(第8回)】

(参考) 放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース 第2回会合における意見

• Netflixからのヒアリングでは、世界で競える作品づくりの課題として、人材育成、脚本、演技力を含めた制作力が弱いという話や、テクノロジーについて十分導入できていないのではないかといった体制に関する話をうかがった。経済インセンティブが回る形、ブラック労働に従事してという形になってしまうとなかなか投資するところにもできないし、人材も離れていってしまうと思う。【落合構成員】